

令和2年11月19日

所 属 長 各 位

会 津 美 里 町 長

令和3年度当初予算編成方針について（通知）

国は、7月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、国の経済現状として新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない局面に直面し極めて厳しい状況にあるとし、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進し、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくとしている。

これを受け、総務省が9月に示した「令和3年度予算概算要求」において、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、令和3年度の地方交付税概算要求については、新型コロナウイルス感染症拡大による経済縮小による財源不足により、出口ベースで約16.2兆円、前年度比約0.4兆円、率にして2.4%の減とし、不足分を国と地方の折半ルールに基づき臨時財政対策債の発行可能額を3.7兆円の増としている。

本町の財政見通しについてであるが、歳入においては、自主財源の半分を占める町税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済活動の縮小と、人口減少に伴う納税義務者数の減少により減収が見込まれ、また、依存財源である普通交付税については、一本算定及び国勢調査による算定基礎人口の減少により約4億円が減額となる見込であり、国の折半ルールに基づき増額が見込まれる臨時財政対策債発行可能額を踏まえても、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計額と比較し、約1.2億円の減額が見込まれる。

歳出においては、認定こども園整備事業、学校給食センター統合事業、公共施設等の老朽化に伴う大規模改修事業等引き続き大型事業が継続するほか、施設の維持改修経費、高齢化の進展による社会保障費の増加等が見込まれることから、より一層の行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが急務となっている。

このような状況を踏まえ、令和3年度予算編成においては、第3次総合計画の後期基本計画の初年度となり、前期基本計画の5年間で踏襲するとともに、成果検証を踏まえ重要な1年となることから、目標達成に向け、限られた財源や人材を最大限に活かし、選択と集中の考え方を基本に、メリハリのある予算編成が求められる。また、平成29年5月に実施した長期財政計画のローリングを踏まえ、歳入においては、税

収入及び有効な国、県補助金などの財源の確保並びに受益者負担の適正化に努める一方、歳出においては、令和元年度施策評価及び令和2年度の事務事業の進捗状況等を踏まえ、令和3年度事務事業の必要性、有効性及び優先度を十分に検討し、第3次総合計画重点プロジェクトに係る事務事業の総合的かつ戦略的な取り組みを行うものとする。

以上の点を踏まえ、令和3年度の予算編成にあたり、次の事項に留意し適正に見積もられるよう通知する。

なお、各所属長にあつては、本町の経営層として、前例、慣習にとらわれることなく、より実効性の高い事業執行を念頭に予算編成にあたられたい。

第1 令和3年度予算編成の基本的方針

- 1 令和3年度予算編成においては、別に定める「令和3年度政策方針」に基づき、第3次総合計画の重点プロジェクトにおける事務事業を戦略的に取り組むものとし、更なる効果的かつ透明性の高い行財政運営の取り組みを、目標達成のため横断的に実施していくものとする。

また、収束が見通せない状況の中にある新型コロナウイルス感染症対策については、「新しい生活様式」を踏まえた感染防止対策や、地域経済活動の回復に向けた真に必要な事業について、国、県の動向を注視しながら令和2年度に引き続き実施するものとする。

なお、引き続き東日本大震災・原子力発電所事故に伴う被害対策に係る事業については別立てとする。

- 2 令和3年度の一般財源については、普通交付税の一本算定及び国勢調査による算定基礎人口の減少により減額が見込まれるとともに、町税収入についても、新型コロナウイルス感染症の影響及び人口減少による減収が見込まれ、引き続き厳しい状況にあることから、より一層の財政健全化が必要となっている。予算編成にあたっては、歳入の確保はもとより、職員一人ひとりがコスト意識をもち、徹底した歳出抑制に取り組むこと。

- 3 令和3年度の歳出予算については、前年度決算額、現年度執行状況等の精査及び、施策の有効性の評価、検証を十分に行い、特に所期の目的が達成された事業、民間での対応が可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を図ることを前提に徹底した見直しを行い、優先順位を定め年度間の財政負担の平準化を図りながら、より一層適切な予算見積もりとすること。

第2 予算編成の基本的事項

- 1 令和3年度当初予算における現時点での歳入見込みは、国の予算及び地方財政対策の内容が明らかでないことから、的確な額を見通すことは困難ではあるが、厳しい財政状況に変わりはない。本町にとって真に必要な行政サービスの水準を確保しながら、将来に向けて持続的に発展していくためには、歳入に見合った歳出「入るを量りて出ざるを制す」を基本とし、より健全で安定した行財政運営に努め、最小の経費で最大の効果を生み出すこと。
- 2 当初予算は、総計予算主義の原則に基づき1年間の総予算となるため、計上漏れがないように留意するとともに、前年度決算や現年度執行状況等を十分精査した上で、過大な要求とならないよう適切に要求すること。
また、1年間の総予算であることから、年度途中での補正は、制度改正に伴うもの、災害関係経費等緊急性の高いもの等、真にやむを得ない場合についてのみ行うものとする。
なお、令和3年度の予算査定は前年同様「一件査定」とする。
- 3 令和3年度当初予算は、限られた財源の中で施策の重点化を図り、効率的に配分しメリハリのある予算編成を行うため、課全体で事業の優先度などを十分に検討、調整した上で要求すること。
なお、経営戦略会議で決定した令和3年度の「重点事業プロジェクト」については優先的に予算を配分する。
- 4 事務事業については、令和元年度最終評価を踏まえた令和2年度中間評価（現状分析）により、事業効果及び有効性や実績等を十分に検証・検討し、令和3年度における効果達成のために必要な改革・改善を行うとともに、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小もしくは類似事業との整理統合を積極的に行うこと。
- 5 東日本大震災・原子力発電所事故に伴う被害対策に係る事業については、通常の歳入歳出とは別に整理すること。
- 6 国・県の動向を的確に把握し、財源の確保に努めること。
なお、国・県の補助金等が見込みより減額となった場合について、一般財源振り替えは原則認めないので十分注意すること。
- 7 特別会計及び企業会計については、受益者負担を原則とした独立採算制を基本に、安易に一般会計からの繰入金をもって財源調整を行うのではなく、可能な限り収入

の確保に努めるとともに、経営的視点から更なる支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。

また、使用料等については、適時適切な改定を実施すること。

- 8 令和3年度の歳入（一般財源）については、現時点で見込める可能な限りの収入額を設定するが、現在のところ国・県等の予算編成の詳細が明確になっていないことから、国・県等の動向がわかり次第適宜予算の再調製を行う。